



2018年5月10日

各 位

会 社 名 KDDI株式会社  
代表者名 代表取締役社長 高橋 誠  
(コード番号 9433 東証第1部)  
問合せ先 執行役員 コーポレート統括本部  
総務・人事本部長 土橋 明  
(TEL. 03-6678-0982)

## 取締役、執行役員及び理事に対する業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定の件

当社は、本日開催の取締役会において、2015年度より導入している当社の取締役ならびに執行役員・理事（海外居住者、社外取締役、非常勤取締役を除く。）（以下併せて「取締役等」という。）を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」という。）の継続および一部改定に関する議案（以下「本議案」という。）を本年6月20日に開催予定の定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の継続について

- (1) 当社は、本日開催の取締役会において、取締役等の報酬と業績および株式価値との連動性を明確にし、中長期的な業績向上および企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、本議案を本株主総会に付議することを決定しました。なお、本議案が承認可決されますと、取締役の報酬体系は、引き続き、「定額報酬」、「業績連動賞与」、「業績連動型株式報酬」により構成されることとなります。
- (2) 本制度の継続は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度は、役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託（以下「BIP信託」という。）と称される仕組みを採用しています。BIP信託とは、米国の業績連動型株式報酬(Performance Share)制度および譲渡制限付株式報酬(Restricted Stock)制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、BIP信託が取得した当社株式を業績目標の達成度や役位等に応じて、取締役等に交付する制度です。

#### 2. 本制度の一部改定について

本制度の継続にあたっては、本株主総会における承認を得ることを条件として、以下のとおり既に設定している信託（以下「現信託」という。）の信託期間を延長するとともに、制度の内容を一部改定します。なお、改定する内容は、2015年度に導入した本制度の実質的な内容の変更を伴うものではなく、以下に記載する内容を除き、2015年度に導入した本制度の内容を維持します。

## (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として、当社株式が信託を通じて取得され、業績目標の達成度および役位等に応じ、取締役等に当社株式が交付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として、取締役等の退任後となります。

当社は、本株主総会における承認を得ることを条件として、2018年8月末日に信託期間が満了する現信託の信託期間の延長および追加信託を行うことにより、本制度を継続します。本年に継続する本制度については、現中期経営計画の残存期間である2018年度と次期中期経営計画の対象となる予定の2019年度から2021年度までの合計4事業年度(以下「対象期間」という。)を対象とします。

## (2) 延長後の信託期間

延長後の信託(以下「継続信託」という。)の信託期間は、2018年9月1日(予定)から2022年8月末日(予定)までの約4年間とします。

ただし、継続信託の信託期間の終了時以降、取締役等に対するポイント数の付与は行われませんが、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が退任し、当該取締役等に対する当社株式の交付が完了するまで、最長で15年間、継続信託の信託期間を延長させることがあります。

なお、4年後の定時株主総会において、継続信託を再度継続するための議案が付議され承認された場合には、当該株主総会決議で承認を得た範囲内で対象期間および信託期間が延長され、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイント数の付与を継続することがあります。

## (3) 継続信託に拠出される信託金合計額

本株主総会においては、対象期間における取締役等への報酬として信託期間内に継続信託へ拠出することのできる信託金の合計上限額を3,648百万円として承認決議を行うことを予定しており、かかる決議がなされた場合、当社が継続信託に拠出できる信託金の金額はかかる上限に服することになります。ただし、現信託の信託期間の末日に信託財産内に残存株式等があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た信託金の合計上限額の範囲内とします。

## (4) 取締役等に対する付与ポイント数の上限および継続信託における取得株式の合計株数

本株主総会においては、取締役等が付与を受けることができるポイント数の1年当たりの総数の上限を357,000ポイントとして承認決議を行うことを予定しており、かかる決議がなされた場合、取締役等が1年当たりに付与を受けることができるポイント数の総数は、かかるポイント数の総数の上限に服することになります。また、対象期間において、継続信託が取締役等に交付を行うために取得する当社株式の株数は、かかる1年当たりのポイント数の総数357,000ポイントに信託期間の年数4を乗じた数に相当する株式数1,428,000株を上限とします。

## (5) 取締役等に交付される当社株式の株式数

取締役等には、対象期間における業績目標の達成度および役位等に応じて、当社株式が交付されます。

信託期間中の毎年、取締役等の個人別に一定のポイント数が付与され、退任後にポイント数の累計値に応じた株式を交付します。1ポイントは当社株式1株とします。信託期間中の毎年6月迄に、同年3月末で終了する事業年度における業績目標の達成度および役位等に応じて、当該事業年度

分のポイント数を決定します。なお、信託期間中に株式分割・株式併合等の事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じたポイントの調整が行われます。

各取締役等に付与されるポイント数は、①会社業績指標および②報酬諮問委員会の答申に基づき決定される指標の達成度に応じて算定される付与率ならびに役位等によって、以下のとおり決定するものとします。

① [会社業績指標] 売上高、営業利益、当期利益 等

② [報酬諮問委員会答申指標] 当社の事業拡大や業績向上にリンクしたKPI数値指標

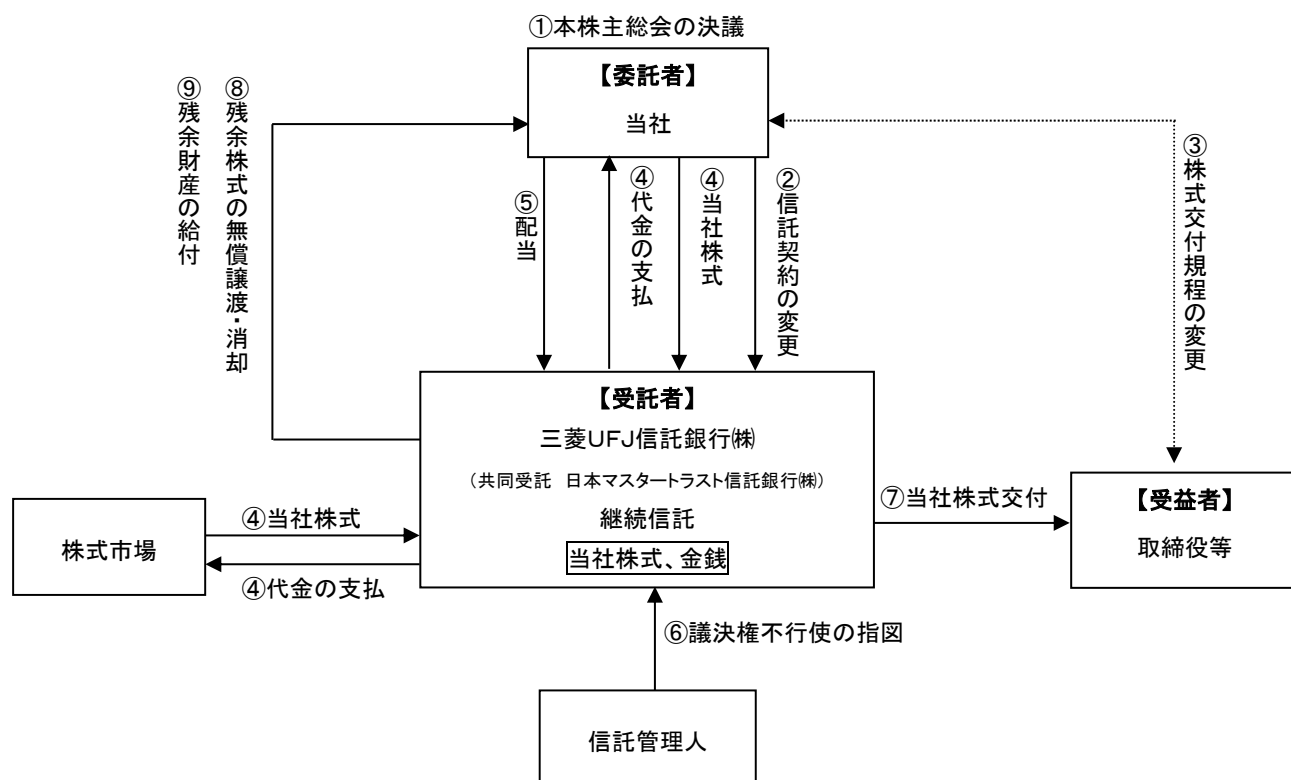
なお、対象期間中の各事業年度の業績指標や KPI 数値指標に係る目標値は、当該事業年度の期初に定めるものとします。

[算定式] 業績達成度に応じて算定される付与率 × 役位別ポイント

#### (6) 現信託および継続信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

現信託および継続信託内の当社株式に対して支払われる配当金は、信託が受領した後、信託の信託報酬・信託費用に充てられるほか、信託期間中に到来する各配当基準日における取締役等のポイント数の累計値に応じた配当金相当額が当該取締役等の退任後に給付されます。最終的に信託が終了する段階で残余が生じた場合には、取締役等に対して給付された後に、当社および取締役等と利害関係のない団体への寄付を行うものとしたします。

### 3. 本制度の仕組み



- ① 当社は、本制度の継続に関して、本株主総会において承認を得ます。
- ② 当社は、信託契約の変更の合意に基づき、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託の信託期間を延長します。
- ③ 当社は、本制度の継続にあたり、株式交付規程を一部改定します。
- ④ 継続信託は、信託管理人の指図に従い、信託契約の変更時に信託財産内に残存する金銭および②で拠出された金銭を原資として当社株式を当社(自己株式処分)または株式市場から取得します。継続信託が取得する株式数は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 継続信託内の当社株式に対する剰余金の配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ 継続信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、当社の株式交付規程に従い、毎事業年度における業績目標の達成度および役位等に応じて、取締役等にポイントが付与されます。当該ポイント数に応じた株数の当社株式が、一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、取締役等の退任後に交付されます(なお、信託契約等の定めに従い、信託内で当社株式を換価した金銭が給付されることもあります)。また、信託内の当社株式に対して支払われていた配当金についても、信託期間中に到来する各配当基準日におけるポイント数に応じた金銭が取締役等の退任後に給付されます。
- ⑧ 信託期間中の業績目標の未達等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、継続信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社は取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨ 信託の終了時の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、受益者に対して給付された後、当社および取締役等と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。

#### 【ご参考】信託契約の内容

- |            |   |
|------------|---|
| ①信託の種類     | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)                                     |
| ②信託の目的     | 取締役等に対するインセンティブの付与  |
| ③委託者       | 当社  |
| ④受託者       | 三菱UFJ信託銀行株式会社<br>(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)                   |
| ⑤受益者       | 取締役等を退任した者のうち受益者要件を満たす者                                       |
| ⑥信託管理人     | 当社と利害関係のない第三者   |
| ⑦信託契約日     | 2015年9月1日(2018年8月1日付で変更予定)                                    |
| ⑧信託期間      | 2015年9月1日~2018年8月末日<br>(2018年8月1日付の信託契約の変更により2022年8月末日まで延長予定) |
| ⑨制度開始日     | 2015年9月1日   |
| ⑩議決権行使     | 議決権は行使しないものとします。  |
| ⑪取得株式の種類   | 当社普通株式  |
| ⑫信託金上限額    | 3,648百万円(予定)(信託報酬・信託費用を含む。)                                   |
| ⑬追加信託金額    | 未定 ※改めて当社で決定のうえ開示予定   |
| ⑭追加株式の取得時期 | 未定 ※改めて当社で決定のうえ開示予定   |
| ⑮追加株式の取得方法 | 当社(自己株式処分)または株式市場から取得<br>※改めて当社で決定のうえ開示予定                     |
| ⑯帰属権利者     | 当社  |
| ⑰残余財産      | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。        |

#### 【信託・株式関連事務の内容】

- |         |   |
|---------|---|
| ①信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社が継続信託の受託者となり信託関連事務を行っております。 |
| ②株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行っております。      |

上記以外の本制度の詳細は、2015年4月14日公表の「役員に対する株式報酬制度の導入の件」および2015年8月7日公表の「役員に対する株式報酬制度および管理職に対するインセンティブプランの導入の件(詳細決定)」をご参照下さい。

以上